

社会福祉法人 茜育友会
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人茜育友会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、常勤理事とは理事のうち専ら役員の業務を行うために少なくとも週2日以上かつ16時間以上勤務する者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員等に対して報酬等は支給しないものとする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、この規程により支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等に対し、支払うことができる費用弁償の対象となる業務と額については、別表第3によるものとする。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規程の基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円
理 事	月額 150,000 円

別表2 賞与

役職名	賞 与
理事長	年額 200,000 円
理 事	年額 150,000 円

別表第3 費用弁償

業務内容	支給額
① 理事会・評議員会への出席	1回または1日あたり 5,000円
② 監事による定期又は臨時監査	
③ 評議員選任・解任委員会への出席	
④ 行政機関による監査等への立会	
⑤ その他理事長が必要と認めた業務	
⑥ 出張を伴う業務	旅費規程に準ずる額